

「すごモノ」データベース掲載製品募集要項

1 事業の趣旨

県指定伝統的特産品の伝統工芸士や次代を担う技術者が制作した市場的価値の高い製品のほか、愛媛県産品としての特徴（愛媛らしさ）がPRできる製品を発掘し、これらの製品に生かされている優れた技術や製品情報等を収集し公開することで、愛媛の技術力や愛媛県産の製品の素晴らしさを対外的に広くアピールし、その社会的評価を高めるとともに、様々な分野における販路拡大を図ります。

2 対象品目

愛媛県内に主たる事業所・製造拠点を有する事業者（法人格の有無を問わず、事業を営むもの全て）により、愛媛県内で製造され、「すごモノ」としての愛媛らしさがPRできる県産品（食品は除く）であって、次のいずれかを満たすものとします。

- ア 県指定の伝統的特産品
- イ 愛媛県内で培われた技術又は技法により製造されたもの
- ウ 愛媛県産の原材料を用いて製造されたもの

3 応募方法

(1) 応募用紙（様式1及び様式2）に必要事項を記入のうえ、下記提出先まで郵送、ファックス、メール、持参にて提出をお願いします。

※可能であれば、電子データ（メール）での提出をお願いします。

※応募用紙は、県ホームページからダウンロードが可能です。

愛媛県庁ホームページ>組織から探す（ページ右上）>愛媛県営業本部

(2) 添付書類及び審査用サンプル製品（必須）

- ・応募製品の画像（データ可）
- ・事業者及び製品のパンフレット・カタログ等
- ・製品サンプル^{※1}

(3) 募集期日

随時募集

(4) その他

○応募は、自薦又は金融機関や関係団体（市町、産業支援機関、商工団体）からの推薦いずれでも可能です。

推薦者にあっては、事前に被推薦事業者の了承を得てから推薦してください。

○製品単位での応募^{※2}、同一の事業者の複数応募も可能です^{※3}。

※1 選考用として使用後は、愛媛県の営業活動用としてお預かりさせていただく場合がございます。提出が難しい場合はご相談ください。

※2 サイズ展開（バス、フェイス、ウォッシュ等）、色展開等については、1製品として掲載可能です。

※3 1事業者当たりの掲載数は2製品を限度とします。

4 選考方法

県、有識者等で構成する選考委員会を年間2回程度開催し、選考基準に基づき選考します。

【選考基準】

- 現在の国内外のマーケットで商品価値が高いか
- 全国に誇れる特徴ある優れた製品や技術か
- 製品・技術市場の将来性及び今後の成長の可能性があるか
- 品質維持に関する取組みや技術的な裏付けがあるか

5 選考結果

応募事業者、推薦者に文書で通知します。

選考に漏れ、データベースに掲載されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

6 県からの問い合わせ

選考の過程や、選考された製品情報をデータベースに掲載する際に、必要に応じて資料を提出していただく場合や、お話をお伺いする場合がございますので、ご協力をお願いします。

また、選考された事業者には、「すごモノ」データベース掲載に伴うマスコミ等からの取材状況、新たな商談の成立等について、県から問い合わせを行う場合がございます。

7 「すごモノ」データベースの主な活用方法

- 国内外への知事のトップセールスによるPR
- 展示商談会等でのPR
- 県HP等での情報発信
- 金融機関の国内外の支店におけるPR
- 報道機関への情報提供
- 掲載済みの製品写真を活用しての製品PR等

8 掲載決定後の取消しについて

選考による掲載決定後、下記のいずれかに該当するときは、掲載を取り消す場合があります。その場合は該当事業者に通知します。

- 虚偽の申請により掲載されたとき。
- 公序良俗に反し又はそのおそれのあることが認められたとき。
- 掲載が認められる要件を欠くに至ったとき。
- 掲載事業者から製品の取消し等に係る申し出があったとき。
- 法令違反などの反社会的行為が判明したとき。
- その他、掲載を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

9 損害に対する責任

県及び選考委員会は、本事業が1の趣旨のもとに行われることに鑑み、データベース掲載事業者が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負いません。

【提出先及びお問い合わせ先】

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部 すごモノグループ

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2（県庁第一別館7階）

Tel : 089-912-2556 Fax : 089-912-2561 E-mail : ehime-sales@pref.ehime.lg.jp